

山梨県公報

第二千二百十三号

平成二十四年

三月十九日

月 曜 日

目 次

○救急病院等の認定	一六三
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定	一六三
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一六五
○道路の区域変更(三件)	一六七
○道路の供用開始	一六七
公 告	
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(五件)	一六八
○特定計量器の定期検査の実施	一七二
○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	一七六
○開発行為に関する工事の完了について	一七八
教育委員会	
○山梨県指定無形民俗文化財の指定の解除	一七八
公安委員会	
○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	一七八

告 示

山梨県告示第百十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年三月十九日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横 内 正 明

北杜市立甲陽病院

北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地

二 認定期間

平成二十四年三月十五日から平成二十七年三月十四日まで

山梨県告示第百十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定する区域 別図のとおり

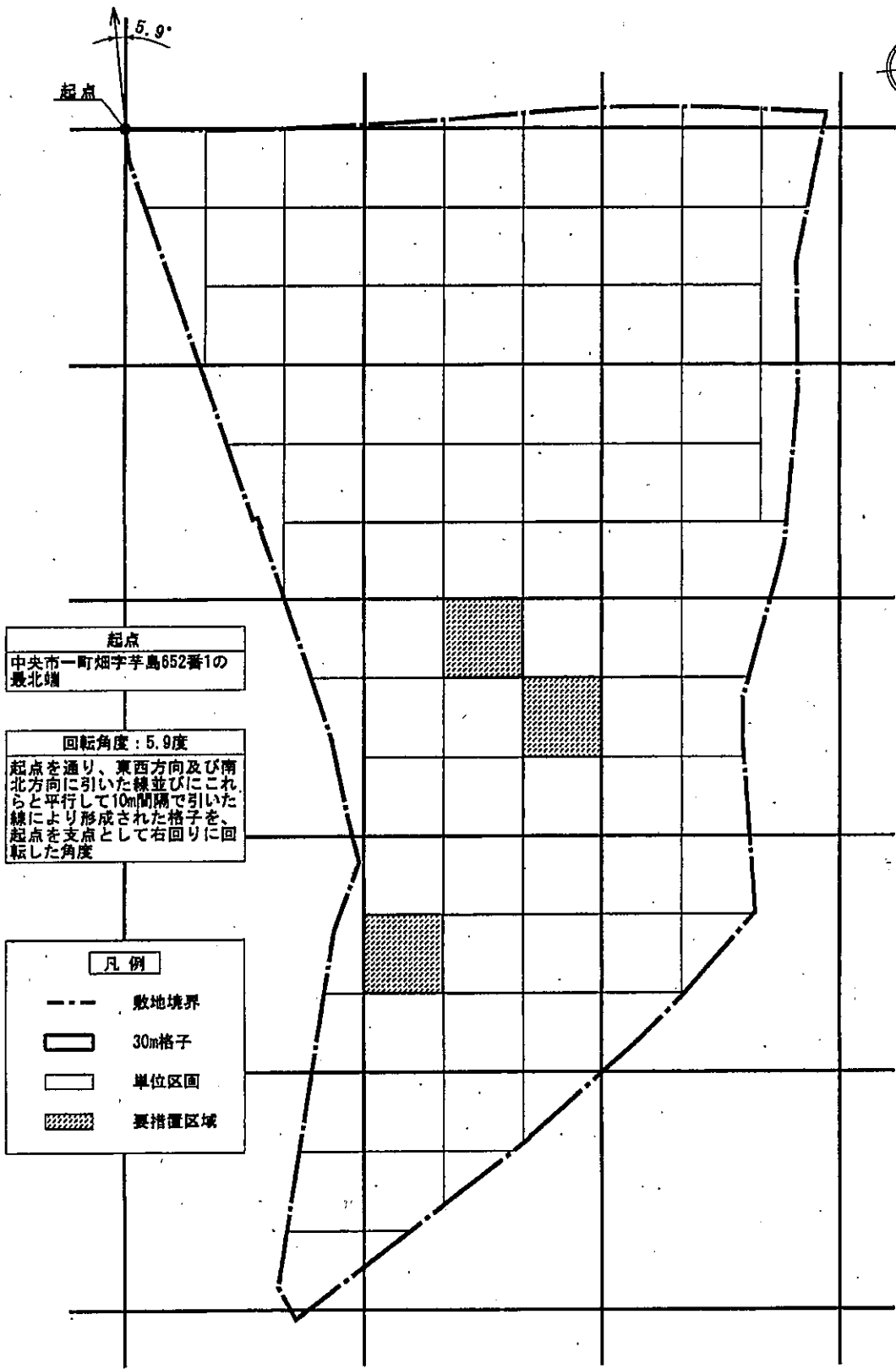
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

名 称

所 在 地

別図



起点
中央市一町畑字芋島652番1の
最北端

回転角度：5.9度
起点を通り、東西方向及び南
北方向に引いた線並びにこれ
らと平行して10m間隔で引いた
線により形成された格子を、
起点を支点として右回りに回
転した角度

凡例
--- 敷地境界
—— 30m格子
□ 単位区画
▨ 要措置区域